

第3次白石町総合計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

白石町の町政運営の指針となる「第2次白石町総合計画（以下「現行計画」という。）」が令和3年度に目標の最終年次を迎えることから、現行計画の成果検証を行ったうえで「第3次白石町総合計画（以下「次期計画」という。）」を策定する必要があります。

そこで、白石町では社会・経済状況や様々な課題を分析し、町民のニーズを取り入れながら次期計画を策定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に次期計画の策定の支援を実施できる事業者には策定業務の一部を委託します。

この要領は、本業務の受託候補者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第3次白石町総合計画策定支援業務

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月18日まで（繰越明許費）

(3) 業務内容

委託業務の内容は、別紙「第3次白石町総合計画策定支援業務仕様書」による。

(4) 業務委託料上限額

3,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約にあたっては、受託候補者からの見積価格を参考に決定します。

※委託料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出してください。

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、公募型プロポーザル参加申込書の提出締切（令和3年2月1日）までに、次の要件をすべて満たす者とします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- ③白石町の入札参加資格を有する者であること。

- ④白石町から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤暴力団排除条例（平成24年条例第26号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥国税並びに地方税に滞納がないこと。
- ⑦本業務を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑧平成28年度以降に他の地方公共団体で総合計画策定支援業務を完了した実績があること。

4. 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期間または期日
公示日	令和3年1月12日（火）
参加申込書等提出期間	令和3年1月12日（火）～令和3年2月1日（月） （土日祝日を除く）
質疑提出期限	令和3年1月22日（金）
質疑書に対する回答	令和3年1月28日（木）までに回答
企画提案書等の受付期間	令和3年2月2日（火）～令和3年2月12日（金）
提案書のプレゼンテーション・ 審査	令和3年2月19日（金） ※詳細な日時については、参加申込事業者に別途お知らせします。
審査結果通知の送付	審査終了後、速やかに通知します
契約締結に向けた協議・調整、契 約締結	令和3年2月下旬以降

5. プロポーザル参加手続き

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申出書（様式1） 1部

※参加申込書に押印する代表者印を見積書にも使用してください。

（注）提案者が契約の相手方となりますので、参加申込書には、契約者となることのできる名称を記載のうえ、提出をお願いします。

（他の様式も含め、提出書類の様式は、ホームページからダウンロードして使用してください。印刷物での配布は行いません。）

②総合計画策定支援実績確認書（様式2） 1部

※平成28年度以降の他の地方公共団体での策定実績を記入してください。

(2) 提出方法

次のいずれかで書類を提出してください。

①持参

②郵送（簡易書留で期限内に必着）

(3) 提出期限

令和3年2月1日（月）17時までに必着

※持参による場合は、事前に提出先まで連絡し、土日祝日を除く、9時～17時に来庁してください。

(4) 提出先

白石町役場 企画財政課 政策調整係

〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話：0952-84-7112 FAX：0952-84-6611

電子メール：kikakuzaisei@town.shiroishi.lg.jp

(5) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、令和3年2月2日（火）までに参加申出書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

(6) 注意事項

①上記（1）の参加申出書等を提出した者は、この実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

②参加申出書等の提出後の再提出や修正等は一切認めません。

③参加申出書が1者の場合であっても、本要領「8. 選定方法等」に基づく審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められる場合には、その参加申出者を相手方に契約交渉を行うものとします。

6. 質疑及び回答

(1) 質疑書の提出

本業務の質疑については、質疑書（様式3）を使用し、質疑がある場合は、内容を記入した後、「白石町役場 企画財政課 政策調整係」あてに、件名を「第3次白石町総合計画策定支援業務の質疑について」として、提出期間内に電子メールで提出してください。（質疑締切：令和3年1月22日（金）17時までに必着）

なお、質疑書を送信後は、確認のため、白石町役場 企画財政課 政策調整係（0952-84-7112）に電話連絡をお願いします。

(2) 質疑への回答

参加申出されたすべての事業者に対して、令和3年1月28日（木）までに電子メールで回答します。

なお、質疑に対する回答は、本要領及びその他資料の追加または修正とみなします。

7. 企画提案書等の提出

企画提案にかかる書類等の提出については、以下に掲げる書類を提出期限までに提出してください。(令和3年2月12日(金)必着)

なお、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

提出書類	書類の内容等	提出部数	様式等
1. 企画提案書	・仕様書等の内容を踏まえ、本要領の「8(1). 企画提案書のプレゼンテーション」と「8.(3) 評価基準」に記載の評価項目を網羅した提案内容とすること。	・正本1部 ・副本8部 ※CD-R等に保存したデータ	任意
2. 見積書	見積書(様式4)には、以下の経費を総額(税抜き)にて記入すること。また、「貴社独自の見積内訳書」も提出すること。 ※業務委託料上限額は、税込みとなるので注意すること。 ※見積書(様式4)にはプロポーザル参加申出書(様式1)で使用した印で必ず押印すること。	・原本1部 ・貴社独自の見積内訳書 原本1部	様式4 独自様式の見積内訳書
3. 辞退届	参加申込書の提出後、辞退する場合に提出すること。なお、提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。 ※辞退届には押印が必要。	・原本1部	様式5

(2) 企画提案書類等に関する留意事項

書類については、以下の方法で提出してください。

①企画提案書の様式は特に定めはないが、下記の要件で作成し提出する。

- ・A4用紙・文字のサイズは10ポイント以上とする。
- ・スケジュールや図表等で一部A3用紙を使用する場合は、A4サイズに折り込んで使用する。
- ・目次等を含め全部で概ね20頁以内とする。(両面印刷可、但し「長辺とじ」とする)
- ・提案書のファイリングについては、冊子などではなく、ホチキス止め等の簡易的

なものとする。

- ・企画提案書内に「見積書」に記載した見積価格は記載（説明）しないこと。
- ・記述内容はできる限り簡単な用語を用いること。（専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きを付ける事）

②企画提案書については、紙媒体のほか、電子データを格納した CD-R 等を 1 枚提出すること。

③「見積書（様式 4）」と「貴社独自の見積内訳書」については、封筒に入れ、封筒の表面に以下の事項を記入すること。また、封緘（封の糊付け）、封筒の継目に押印し、提出すること。

- ・宛先「白石町長 田島 健一宛」
- ・業務名「第 3 次白石町総合計画策定支援業務」
- ・商号又は名称
- ・代表者職名
- ・「見積金額（様式 4）等」在中

（3）提出方法

持参、または簡易書留で提出期限までに提出してください。

※ 持参による提出の場合は、事前に提出先まで連絡し、土日祝日を除く、9 時～17 時に来庁する。

（4）提出期限

令和 3 年 2 月 12 日（金）17 時までに必着

※提出期限後は受理いたしません。

8. 選定方法等

事業者の選定は、提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションにより審査を行います。なお、選定方法等は以下に定めます。

※参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査し、プレゼンテーションの参加者を数社選考する場合があります。

(1) 企画提案書のプレゼンテーション

本プロポーザルにおいては、企画提案書のプレゼンテーションをオンライン（Cisco Webex 使用、詳細は別途通知します。）により実施します。

なお、企画提案書のプレゼンテーションは次の内容で実施することとします。

区分	内容	時間配分
企画提案書	主に企画提案書の概要説明 ・事業者の会社概要 ・他自治体での総合計画策定支援実績 ・基礎調査・現状分析について ・住民アンケート調査の実施、集計、分析等について ・仕様書に記載のない他の策定支援業務の提案等について	30分
質疑応答	質疑応答	10分

(2) 選定方法

審査については、白石町が該当する項目を評価するのに相応しいと考える者が行い、各提案者の提案内容等について、下記(3)評価基準の項目及び配点により評価を行い、各項目の合計点数が最も高いものを受託候補者として決定します。

なお、最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が下記(3)評価基準の業務実施体制の評価点数が最も高い者を受託候補者として選定します。

(3) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
同種業務の実績	過去に官公庁において受託し完了した同種業務の実績は十分であるか。	10
業務実施体制	業務実施に係る人員体制及び専門知識を有した実績ある人員が配置されるか。	20
企画提案内容	基礎調査・現状分析について、各種関連計画や各種統計調査情報等の活用など、次期総合計画への反映につながる提案となっているか。	20
	住民アンケート調査の実施、集計、分析等について、アンケートの回収率を向上させる方策や次期総合計画への反映を十分に考えた提案となっているか。	20
	仕様書に記載のない他の策定支援業務の提案等がなされ、業務への積極的な姿勢がみられるか。	20
見積金額	見積書は提案内容を踏まえたものになっており、適正な見積もり金額が提示されているか。	10
合計		100

(4) 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後、速やかにすべての提案者に対して文書で通知します。

なお、選定経過については、公表しません。

9. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本公募型プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、仕様書等を調整の上、随意契約を締結します。

(2) 支払方法

業務完了後の一括払いとします。

10. その他

- (1) 提案書類の作成・提出等にかかる経費は、すべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出された提案書類は返却しません。また、提出物は事業者の選定の目的のために使用し、他の目的には使用しません。
- (3) 本提案及び業務において白石町から知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本業務以外の目的に供したりしてはいけません。
- (4) 提案は、1業者1提案とします。
- (5) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがありますが、この場合、本プロポーザルに要した費用を白石町に請求することはできません。
- (6) 著作権等の権利
企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、白石町が事業者に選定した者が作成した企画提案書については、町が必要と認める場合には、町は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (7) 異議申立
審査の経緯及び結果についての異議申立は受け付けません。また、不知及び内容の不明等を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (8) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (9) その他必要な事項については、決定した事業者と協議の上、決定します。

1 1. 提出先及び問い合わせ先

〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

白石町役場 企画財政課 政策調整係

電話：0952-84-7112（直通）FAX：0952-84-6611

メールアドレス：kikakuzaisei@town.shiroishi.lg.jp